



老後の資金に備える

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko

フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人

金融審議会委員や国民生活センター ADR 特別委員を務めた後、現在、金融審議会専門委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員などを務める。(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

雇用の流動化を進める動きが活発化し、終身雇用制が崩れるなか、退職一時金や確定給付型の企業年金などを老後の備えとして期待することが難しい時代を迎えています。それぞれの家計が自ら、退職後の長い期間に向けて、現役時代にしっかり資産形成をしていくことが強く求められるようになっており、政府も、家計の自助による資産形成を促すための非課税優遇制度を充実させつつあります。本稿では、令和5(2023)年度の税制改正で恒久化と大幅拡充が決まった新NISAや、2017年から加入できる人の対象が拡大されたiDeCo等を取り上げ、それぞれの制度の特徴と利用上の留意点を紹介します。

新NISA

一家計の資産形成(投資)を後押し—

NISA*は2014年に、「家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る」ことを政策目的として創設された制度です。NISAという愛称が広く国民に浸透していますが、正式名称は「少額投資非課税制度」です。金融商品から得られる利益には課税されるのが原則ですが、NISAを利用するための専用口座(NISA口座)を金融機関に開設して、一定の要件のもとで「少額」の範囲内で「投資」をする場合、その投資から得られる利益が「非課税」になるという優遇措置を受けることができる制度です。投資による資産形成を後押しするための優遇制度であることを理解しておきましょう。

NISAはもともと、株式や株式投資信託の配当及び譲渡利益に対する軽減税率の特例措置の廃止の緩和措置として導入されたという経緯もあり、時限制度としてスタートしましたが、制度がいつまで続くか分からないという状況では、長期投資に適しているといえません。そこで、当初から恒久的な制度とすることを望む声があり、金融庁も繰り返し恒久化を要望していたところ、2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」において、急転直下、2024年1月から制度を恒久化し、抜本的に拡充することが決まりました。原動力となったのが岸田政権になって掲げられた「資産所得倍増プラン」です。

〈新NISAの概要〉

次ページの表1では、新NISAの概要を、現行NISAと比較しながらまとめてみました。制度の恒久化のほかに、次の3点が大きな変更点となります。

(1) NISA口座は1つへ

これまでのNISAには、一般NISAとつみたてNISA、ジュニアNISAの3種類があり、一般NISAとつみたてNISAは同時に利用することができませんでした。新NISAでは、NISA口座は1種類となり、これまでの一般NISAは「成長投資枠」、つみたてNISAは「つみたて投資枠」という扱いになり、投資上限額の範囲内で両方を同時期に利用できるようになります。

(2) 非課税投資期限の撤廃

現行制度では、例えば一般NISAを使って投資

* イギリスにおいて、1999年にイギリス国民の貯蓄率の改善を目的として導入されたISA(Individual Saving Account、個人貯蓄口座)をモデルとして制度設計されたことから、日本版ISA(NIPPON ISA)という意味でNISAと命名された

表1 現行のNISA制度から新NISA制度の変更内容

*筆者作成

■ 現行のNISA制度(2023年末まで)

	つみたてNISA口座	併用不可	一般NISA口座	ジュニアNISA口座
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座保有期限	最後の買付から20年間 (ただし2042年年末まで)		2023年年末まで	2024年以降3月31日時点で 18歳に到達する年の前年年末まで
投資対象商品	金融庁が定める要件を満たす長期の 積立・分散投資に適した株式投資信託		上場株式、ETF、REIT、株式投資信託	上場株式、ETF、REIT、株式投資信託
対象者	18歳以上の日本居住者		18歳以上の日本居住者	18歳未満の日本居住者
新NISAとの関係	2023年末までに投資した商品は、新NISA制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 現行制度から新NISA制度へのロールオーバーは不可			

■ 新NISA制度(2024年1月以降)

	新NISA口座	
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	併用可 240万円
非課税保有期間	無期限化	
非課税保有限度額 (総枠)	1800万円(簿価残高方式で管理。 ただし、成長投資枠は1200万円)	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	金融庁が定める要件を満たす長期の 積立・分散投資に適した株式投資信託	上場株式、ETF、REIT、株式投資信託(注)
対象者	18歳以上の日本居住者	

(注) 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外

した場合、投資した年から5年目の年末までに、売却するか、一般の証券口座(課税口座)に移管するか、翌年のNISA口座にロールオーバーするかを決めなくてはなりません。新NISAでは非課税期限が撤廃されるため、NISA口座で保有する資産の状況(利益が出ているかどうかなど)と資金ニーズに基づいて、継続保有するか売却するかを決定できるようになります。

(3) 年間投資上限額や非課税保有限度額が大幅に拡大へ

2023年までのNISAでは、非課税で投資できる金額は、一般NISAが年間120万円、つみたてNISAが年間40万円までで、どちらかを選択するしくみでしたが、2024年以降は年間360万円、生涯投資上限額も1800万円と大幅に拡大されます。

Q. 現行の一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAは2024年1月以降どうなるの？

A. 新規の買付はできなくなりますが、非課税保有期間が終了するまでは別枠で現行のNISA口座のまま保有することができるため、その間は配当等や譲渡益が非課税となります。

非課税保有期間が満了すると、現行のNISA口座で保有する商品は、課税口座(特定口座または一般口座)に払い出されます。

〈新NISAを利用する際の留意点〉

新NISAは、現行のNISAと比べて多くの金額を非課税で投資することが可能となるだけでなく、長期の資産形成に向けて柔軟に投資に取り組むことができる制度設計になっていますが、利用に当たっては、次の点に留意しておく必要があります。

●投資にはリスクがつきものであり、リスクの低減には長期・積立・分散投資が鉄則です。投資の初心者をつみたて投資枠から始めることをお勧めします。

●「非課税投資枠を使い切らなければ損」という考えは捨てましょう。自分の収入や資産状況を考え、無理のない範囲でコツコツ長く続けることが重要です。間違っても、お金を借りて投資をしてはいけません。奨学金などの借金を抱えている場合は、その返済を優先しましょう。

●新制度でも、保有できるNISA口座は一人1口座です。新制度では、1つの口座でつみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となりますが、株式投資は証券会社の口座でなければなりません。NISA口座を開設する金融機関の変更は可能ですが、手続きの面倒さや、商品によっては

移管できない場合もあることから、長期的な視点で、NISA口座を使ってどう資産形成をするかを考え、金融機関を選ぶことをお勧めします。

- Q.** 既にNISA口座を開設しています。新NISAを利用するのに手続きは必要ですか？
- A.** 口座を開設している金融機関において、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されるので、特段の手続きは不要です。
- Q.** この機会に金融機関を変更したいのですが、手続きはどうなりますか？
- A.** 現在NISAを利用している金融機関で「金融機関変更手続」を行い、その後で新たにNISAを利用したい金融機関で「口座開設手続」を行うこととなります。

2024年以降のNISAに関するQ&A(日本証券業協会)
<https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/tax/2024nisaqa.html>

iDeCo(イデコ)

—自分でつくる私的年金—

「自分で入る、自分で選ぶ、もうひとつの年金」というキャッチフレーズが付されているiDeCoの正式名称は「個人型確定拠出年金(Individual Defined Contribution pension plan)」です。

表2 iDeCoと新NISAの概要

*筆者作成

	iDeCo	NISA (2024年1月以降)
正式名称	個人型確定拠出年金制度	少額投資非課税制度
根拠法	確定拠出年金法	租税特別措置法
制度の概要	公的年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための一助	成長資金の供給拡大を促しつつ、家計の安定的な資産形成を推進
所管官庁	厚生労働省	金融庁
制度期限	なし(恒久的制度)	なし(恒久的制度)
利用可能者	日本国内居住の20歳以上65歳未満の国民年金納付者	18歳以上の日本国内居住者
運用対象商品	投資信託、保険商品、銀行預金等(いずれもiDeCo専用)	●つみたて投資枠 長期の積立投資に適した一定の投資信託 ●成長投資枠 上場株式・ETF・株式投資信託等(注1)
拠出限度額(年間)	14.4万円(第2号被保険者)～81.6万円(第1号被保険者)	●つみたて投資枠 120万円 ●成長投資枠 240万円 *両枠を利用可能
非課税保有額限度額	なし	1,800万円(成長投資枠は1,200万円まで)
買付方法	定時・定額の積立	●つみたて投資枠 定時・定額の積立 ●成長投資枠 指定なし
払出制限	原則60歳までは現金引出しは不可	引出し可能
開設・移管時手数料	2,829円(加入・移管時1回のみ)	なし
継続的手数料(年換算)	2,052円～7,058円(注2)	なし
給付時手数料	440円(受取時1回につき)	—
税の優遇	運用益非課税、毎年の所得税や住民税が軽減。受取時に支払う税金を軽減	運用益非課税

(注1) 整理・監理銘柄の株式、ETF・投資信託は信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型を除外

(注2) 内訳は、事務手数料(国民年金基金連合会)1,260円、資産管理手数料(信託銀行)792円、運営管理サービス手数料(運営管理機関)0円～5,016円

※iDeCoもNISAも投資信託商品で運用する場合、ファンドが徴収する購入時手数料、信託報酬、売却時手数料等が別途必要。金融機関によりNISAで上場株式・ETFを購入売却する場合は、その際の手数料がかかる場合がある

2001年に施行された確定拠出年金法に基づいてスタートした私的年金の一種で、2016年に公募によりiDeCoという愛称が決まりました。

iDeCoは、現役時代に加入者が掛金の金額を指定して納め、その資金を加入者の「指示」で運用し、その結果の総金額が老後の受給額として支払われるというしくみです。少子高齢化が進む日本では、公的年金だけで豊かな老後生活を送るのが難しいことから、もともと厚生年金制度がない個人事業主やフリーランスで働く人、農業・漁業従事者等の第1号被保険者のために創られましたが、2017年1月からは、専業主婦(第3号被保険者)や公務員や会社員(第2号被保険者)も加入することができるようになりました。もっとも、拠出できる金額の上限は第1号被保険者と比べると少なくなります。

〈iDeCoの特徴〉

iDeCoとNISAは、家計の資産形成を支援するという制度のねらいや、運用成果が非課税となり再投資される点など、共通点が多い制度ですが、2つの制度を比較整理してみたのが表2です。

iDeCoの最大の特長は、税制上の優遇措置がNISAにも増して厚い点です。①運用益が非課税になるだけでなく、②掛金が所得控除の対象となり所得税や住民税が軽減されます。加えて、③受取時に一時金で受け取れば、退職金扱いの税制優遇が適用され、年金で受け取る場合も公的年金との合算額に対して公的年金等控除が適用されます。

②と③はNISAにはないメリットです。

一方、iDeCoは、60歳になるまでは積み立てた資金を引き出すことができません。また、NISAでは口座管理料を支払うことはありませんが、iDeCoは、掛金拠出時に、国民年金基金連合会に月額105円の事務手数料を支払わなくてはならないほか、拠出をせず運用を行うだけの場合でも月々66円の資産管理手数料が資産から控除されます。このほか、iDeCoを利用する際の直接の窓口となる金融機関(運営管理機関)に口座管理料を支払うことになります。もっとも、最近では、口座管理料を無料にする金融機関が増えていますし、こうした費用よりも税制優遇のメリットのほうがはるかに大きいといえます。

〈iDeCo利用上の留意点〉

iDeCoは、自分で投資対象を選ぶ年金であり、将来の受取額があらかじめ確定しているわけではありません。加入者は、金融機関が提供するiDeCo専用商品(投資信託のほかに元本確保型商品[定期預金や保険商品])の中から、1つ以上を選択することになります。iDeCoは自分で管理する年金ですから、口座でどのような運用成績になっているかなどを定期的にチェックすることが必要です。

金融機関によって、提供されるiDeCo専用商品やコスト(口座管理手数料や商品の中で徴収されている諸費用等)にかなりの違いがあります。金融機関を途中で変更することは可能ですが、移管費用がかかるうえ、いったん現金化しなくてはならない、移管後数カ月は運用をすることができないなどの不利益があることから、最初の金融機関選びは重要です。

iDeCo公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp>

その他の支援制度

〈国民年金基金〉

自営業者等の第1号被保険者のために、国民年金の上乗せ部分を支給する目的で、1991年

に国民年金法を改正して設けられた私的年金の一種です。iDeCoとの共通点は多く、年間の掛金上限額はiDeCoと同じ81万6000円で、この上限額の範囲でiDeCoと併用して加入することができます。違いは、iDeCoが有期年金であり、加入者が選択した商品の運用成績によって受取額が変動する確定拠出型であるのに対し、国民年金基金は、65歳以降死亡時まで受け取ることができる終身保険であり、加入時の予定利率(現在は年率1.5%)で将来の受取額が決定される確定給付型です。このため、65歳からの受取額の変動リスクがない反面、受取額が増える可能性がなく、インフレ時に実質的価値が減少するというリスクがあるという点で、iDeCoとは対照的といえます。

〈小規模事業共済〉

中小企業経営者(法人役員・個人事業主・フリーランス等)が、節税しながら効率よく引退後の生活資金を積み立てることができるよう設けられている共済制度です。国の関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。掛金(月額上限7万円)が全額所得控除になるうえ、退職金(共済金)を一括して受け取る場合は退職所得扱い、分割して受け取る場合は雑所得扱いとなります。また、掛金総額の範囲内で、年利1.5%で事業資金の借入れができる点も特長です。先に紹介したiDeCoや国民年金基金との併用も可能です。

最後に

長寿化により老後が長くなっています。老後の生活資金の確保のためには、まずは国民年金の掛金を確実に支払い、そのうえで、ここで紹介したような税優遇制度を利用して国民年金に上乗せする部分を作っていくことが必要です。経済環境が変わってきており、物価上昇を想定した資産形成を考えるべき時代を迎えています。NISAやiDeCoを効果的に利用して長期スタンスで投資を行い、インフレに負けない資産形成をめざしたいものです。